

**横浜港大さん橋国際客船ターミナル
大さん橋ホール・CIQ プラザ 施設利用規則**

(目的)

第1条 この規則は、指定管理者である横浜港振興協会・神奈川新聞社・ハリマビシステム共同事業体(以下「当管理者」という。)が管理する大さん橋ホール(第1ホール) CIQ プラザ(第2ホール)を円滑かつ適正にご利用いただくための必要な事項を定めるものです。

(利用申込)

第2条 施設を利用しようとする方(以下「利用者」という。)は、別に定める「施設利用申込書」を当管理者に提出することにより、利用承認をいたします。

- 2 施設利用申込の予約受付開始日は、表1のとおりです。
- 3 予約の確定は、当管理者が利用者に書面にて通知いたします。
- 4 利用者は、予約確定以降、当管理者が指定する期日までに施設利用申込書を提出していただきます。指定期日までに施設利用申込書のご提出がない場合は予約を取り消させていただきます場合もあります。
- 5 利用者は施設利用申込書の提出と同時に、当管理者の求めに応じ、利用計画書を提出していただきます。
- 6 申込は催物の最終責任者が利用者として直接行っていただきます。

(利用日時等)

第3条 施設の利用日に制限はありません。ただし当管理者が、法定点検等のために休館日を設定することができるものといたします。

(利用の承認)

第4条 当管理者が施設利用申込書を受領し、その内容が、第5条に定める利用制限事項に該当しないと認めるときは、利用承認書を利用者に発行いたします。

- 2 利用承諾書は原則として当管理者が施設利用申込書を受領した日から10日以内に発行いたします。なお、第5条第1項の各号に抵触すると判断した場合、ご利用をお断りする場合があります。

(利用の制限・予約の取消)

第5条 当管理者は、利用の内容が次の事項に該当する場合、施設の利用の制限もしくは予約の取消をさせていただきます。

- (1) 公の秩序または善良なる風俗を害する恐れがあると認められるとき。
利用開始までに催物開催届出書、警察用催物開催届出書、食品関係営業許可など(以下、「関係官公庁への届出」という。)が済んでおらず、かつ管理者にその提出物や許可証の控えの提出がないとき。
- (2) ホールや展示場としての品位を損なう恐れがあると認められるとき。
- (3) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 宗教の勧誘などに利用する恐れがあると認められるとき。
- (5) 催物の性質が周辺地域の静穏を乱す恐れがあると認められるとき。
- (6) 施設及び設備・備品を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (7) 施設その他の利用者や催事に不都合又は支障が生じる恐れがあると認められるとき。
- (8) その他、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

(施設利用料金など)

第6条 施設利用料金は表2に定める「利用料金表」とおりといたします。

- 2 利用時間(9:00~22:00、CIQ プラザは 21:30)外に施設をご利用(準備・撤去など)される場合は、別途表3に定める「利用時間外諸経費」がかかります。

(施設利用料金の納入)

第7条 施設利用料金は表4のとおり当管理者に前納していただきます。また、納入は原則として当管理者が指定する銀行口座への振込み(振り込み手数料は利用者負担とします)にてお支払い下さい。

- 2 表5 オプション費用および利用時間外経費等は利用開始日までに前納していただきます。ただし当管理者が必要と認められた場合はその金額を利用終了後1ヶ月以内に納入していただきます。

(利用の変更及び取消)

第8条 利用者の都合により、利用期日・時間・場所等を変更するとき、又は予約・申込みを取消すときは、すみやかに当管理者に書面にて通知していただきます。

- 2 すすでお支払いを済まされた施設利用料金については、原則として返還いたしません。
- 3 当管理者に発注したオプション費用等ですすで発生した経費の全額をお支払いいただきます。
- 4 利用開始日の1年前以前の変更については第8条第2項を適用いたしません。

(利用権の譲渡禁止)

第9条 利用者は当管理者の承諾なく施設等の利用権利の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸できません。

(施設等の変更禁止)

第10条 利用者は、施設等に特別の設備又は変更を加えることができません。ただし、あらかじめ当管理者の承認を受けたときは、この限りではありません。

(利用者の義務)

第11条 施設等の利用承認を受けた利用者は、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 承認された利用申込書および利用計画書の内容に従って誠実に催物を開催すること。

- (2) 利用開始日の1ヶ月前までに当管理者担当者と催物等の詳細について協議すること。
- (3) 当管理者が必要に応じ随時連絡がとれるよう、連絡先を明らかにしておくこと。
- (4) 施設利用中(準備・撤去期間中を含む)に発生した事故については、利用者自身のみならず、関係業者や来場者にかかわる事故についても、すべて利用者が責任を負うこと。
- (5) 施設内及び当管理者が管理する敷地において、善良な風俗又は慣習を害する行為、その他、施設及び当管理者が管理する敷地の維持又は管理・運営に支障を来すと認められる行為をしないこと。
- (6) 施設内及び当管理者が管理する敷地において、当管理者の承諾を受けずに物品の販売宣伝等の営利行為をしないこと。
- (7) 施設の利用終了後は、清掃を自ら行い原状復帰に努めること。利用者都合により原状復帰が困難な場合は、利用者負担により当管理者指定業者にて行うこと。
- (8) 施設利用にかかわる電気工事、ケータリングについては、原則として当管理者の指定業者にて行うこと。

(管理責任)

第12条 利用者には、利用施設等を善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

- 2 施設利用中及び準備・撤去中は、当利用規則及び当管理者が指示した防災指針に従い、利用者の責任において管理者を定め、当管理者と連絡・調整を図りながら火災と事故防止に努めていただきます。
- 3 施設利用に関する法令に定められた関係官庁への届出及び許可申請等については、利用者に行っていただきます。
- 4 利用者は、当管理者と連絡・調整を図りつつ、利用施設とその周辺に対する諸配慮、来場者及び来場車両の整理、作業員等関係者の管理監督を行っていただきます。
- 5 利用者は、当管理者と連絡・調整を図りつつ、利用施設とその周辺に対する諸配慮、来場者及び来場車両の整理、作業員等関係者の管理監督を行っていただきます。
- 6 施設内の催物開催および設営撤去等において、多数の来場者や関係者および車両が予想されるとき、または他の催物等の開催に支障を及ぼす恐れがあると当管理者が認めるときは、当管理者又は利用者が警備専門会社を雇う等万全の警備体制及び来場者の整理誘導体制を敷くこととし、その費用は、利用者の負担とさせていただきます。
- 7 利用者には利用終了時に利用した施設等を原状に回復していただきます。

(利用承認の取消)

第13条 次の各号のいずれかに該当するとき、管理者の判断により施設使用中であっても、施設利用の制限又は停止をしていただきます。

- (1) 第5条第1項の各号のいずれかに該当すると認められるとき。
 - (2) 施設利用申込書に虚偽の記載があると認められたとき又は承諾した利用の目的・内容と異なる目的・内容で利用するとき。
 - (3) 利用を許可された施設以外の場所で作業又は催事行為を行ったとき。
 - (4) 施設等の利用に関して当管理者が定める規則や横浜市港湾施設使用条例を遵守しなかったとき。
 - (5) 関係官公庁への届出などの内容と異なるとき。
 - (6) 所定の期日までに施設利用料金を納入していないとき。
 - (7) 停電、災害その他不可抗力によって施設等の利用ができなくなったとき。
 - (8) 施設等の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 本条第1項第1号から第6号の場合は、第8条第2項および第3項を準用します。
- 3 すでに支払われた施設利用料金は、本条第1項第7号及び第8号により利用を取消した場合のみ、当管理者はその全額または一部を払い戻すことがあります。

(賠償及び免責)

第14条 施設及び設備・備品の管理・運営等につき利用者及びその関係業者や来場者に起因する損害が発生した場合には、利用者による損害額を賠償していただきます。

- 2 利用者が、この規則に記載されている事項及び施設利用等に関する当管理者との協議事項等に違反し、損害が発生した場合も、前項と同様に損害額を賠償していただきます。
- 3 施設等の利用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難や破損事故などの全ての事故について当管理者に重大な過失が無い限り、当管理者は一切の責任を負いません。
- 4 第13条第1項により、利用者及びその関係業者や来場者に損害が生じる場合があっても、当管理者はその責任を負いません。
- 5 当管理者の責に帰すべき事由により損害の賠償をする場合は当管理者が受領した利用料金を限度として賠償するものといたします。ただし、利用者の機会損失等については、当管理者はその損害の責任を負いません。
- 6 当管理者はホームページ、問い合わせメール等において正確な情報の提供に努めておりますが、提供する情報に起因するトラブルや事故等に関して当管理者は一切の責任を負いません。

(その他)

第15条 利用者には次の各号を承諾の上当該施設をご利用いただきます。

- (1) 緊急地震速報が設置されています。緊急地震情報(震度5弱以上)を受信すると自動的に音声がかかります。
- (2) 東京湾内に津波警報が発令された時は、施設使用を中止する場合があります。
- (3) 空調の供給は冷房運転(夏期)または暖房運転(冬期)で行います。また、状況に応じた外気量調整による換気運転にて行っております。夏冬期の切り替えは管理者が行います。
- (4) 施設内の携帯電話の電波は安定した状態ではありません。
- (5) 悪天候により、屋上を閉鎖する可能性があります。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

表1 施設の利用申込みの開始日（予約の確定の受付日）

利用場所	受付開始日	ご注意
大さん橋ホール（第1ホール）	一般利用 1年6ヶ月前より 市民利用 6ヶ月前より	一般利用から市民利用へのご利用変更はできません
CIQ プラザ（第2ホール） ※CIQ 施設としての利用が無い場合のみ提供	6ヶ月前より受付 市民利用は3ヶ月前より ※客船の状況により受付できない場合があります。	一般利用から市民利用へのご利用変更はできません

表2 利用料金（消費税込み）

項目	内容など	金額	単位
大さん橋ホール （一般利用）	平日（催事本番） 09：00～22：00	400,000 円	／日
	土日祝日（催事本番） 09：00～22：00	500,000 円	／日
	平日（準備・撤去のみ） 09：00～22：00	200,000 円	／日
	土日祝日（準備・撤去のみ） 09：00～22：00	250,000 円	／日
大さん橋ホール 長期利用割引	同じ目的で30日以上連続使用の場合	250,000 円	／日
大さん橋ホール ウィークサービス	同じ目的で7日以上30日未満の利用で平日本番日に限り5%割引	380,000 円	／日
大さん橋ホール リピーターサービス	最終利用日から起算して1年半以内に利用で平日本番日に限り5%割引	380,000 円	／日
出入国ロビー	催事等で使用	250 円	／m ²
CIQ プラザ （一般利用） ※100 m ² ごとの 分割利用可	平日（催事本番、2,000 m ² ） 09：00～22：00	400,000 円	／日
	土日祝日（催事本番、2,000 m ² ） 09：00～22：00	500,000 円	／日
	平日（準備・撤去のみ、2,000 m ² ） 09：00～22：00	200,000 円	／日
	土日祝日（準備・撤去のみ、2,000 m ² ） 09：00～22：00	250,000 円	／日
	平日（分割利用100 m ² ごと） 9：00～22：00	20,000 円	／100 m ²
	土日祝日（分割利用100 m ² ごと） 9：00～22：00	25,000 円	／100 m ²
屋上広場	催事等で使用（入場料等の徴収する場合もしくは、営利目的）	60 円	／m ²
	催事等で使用（入場料等を徴収しない場合もしくは、非営利目的）	15 円	／m ²

表3 利用時間外諸経費（消費税込み）

利用時間外は早朝7：00～9：00、深夜22：00（CIQは21：30～）～24：00を限度とします

項目	内容など	金額	単位
時間外管理費	早朝（07～09時）準備・撤去などに利用する場合	47,000 円	／回
時間外管理費	深夜（22～24時）準備・撤去などに利用する場合	47,000 円	／回
ホール共益費	照明等諸経費	4,000 円	／時間
CIQ プラザ共益費	照明等諸経費	2,000 円	／時間

表4 利用料金のお支払い

項目	申込	支払い
利用料	1年6ヶ月～3ヶ月前に申込 （CIQ プラザ、出入国ロビーは6前から）	<input type="checkbox"/> 利用承認書後1ヶ月以内で、当管理者が指定した日までに利用料金の50%入金 <input type="checkbox"/> 残金を利用日の1ヶ月前までに入金
	3ヶ月～1ヶ月前に申込	<input type="checkbox"/> 利用承認書後1ヶ月以内に利用料金の全額入金

表5 オプション(消費税込み)

項目	内容	金額
設 営 撤 去 費	・要望される内容により異なりますのでご相談ください	123,420 円より
特 別 清 掃 費	・開催後のホール全体の清掃	52,660 円より
パントリー清掃費	・開催後のパントリー清掃 (グリストラップ清掃含む)	52,660 円より
巡 回 清 掃 費	・開催中のトイレ清掃や消耗品補充など	9,050 円より
警 備 料	・搬入・搬出等で警備が必要な場合	131,600 円より
臨時電話工事費	・会場内に電話・インターネット回線、FAX等が必要な場合	25,710 円より
電 気 工 事 費	・利用者の要望やレイアウトにより異なります(要相談)	25,710 円より
ゴミ処理費	・一律 90リットル袋で 20 袋程度まで (産業廃棄物は除く) ※所定の場所まで運んでいただきます。	15,420 円より
プロジェクター	4,000lm 7,000lm	1 日 15,420 円 1 日 46,280 円

※一部オプションをご利用いただけない場合がございますので、ご了承ください。

表6 市民利用(消費税込み)

項目	内容など	金額	単位
大さん橋ホール CIQ プラザ (市民利用) ※1)	平 日 (催事本番) 09:00~22:00	40,000 円	/日
	土日祝日 (催事本番) 09:00~22:00	50,000 円	/日
	平 日 (準備・撤去のみ) 09:00~22:00	20,000 円	/日
	土日祝日 (準備・撤去のみ) 09:00~22:00	25,000 円	/日

○ 時間利用・分割利用に関してはお問合せください。

※1) 市民利用とは横浜市民及び横浜市内に本拠を置く市民グループ等の主催で、入場料その他これに類するもの(ケータリングサービスの使用など)を参加する方から徴収せずに、又は営利を目的とせずに利用する場合で、広く一般の方にも開放することのできる催事であると当管理者が判断したもの。法人や団体などは対象外です。